

武蔵野市いじめ防止基本方針及び具体的方策の改訂の方向性について

1. 現状と課題

本市では、平成25年施行「いじめ防止対策推進法」を受け、平成26年「武蔵野市いじめ防止基本方針」、令和3年度「武蔵野市いじめ防止基本方針に基づく具体的方策」（以下、方針・具体的方策）を策定した。

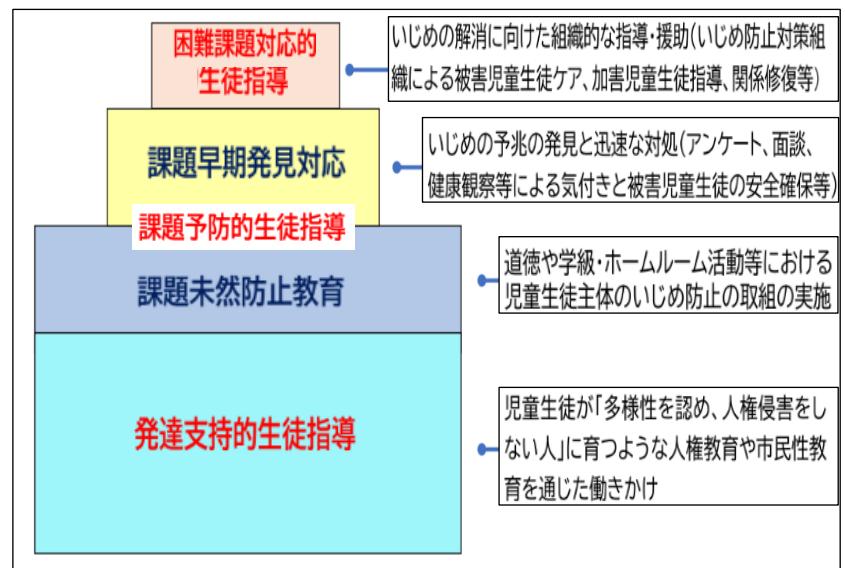
国はその後、令和4年に「生徒指導提要」令和6年「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂を行い、都も令和7年3月「いじめ総合対策【第3次】」の案を示した。市でも令和5年度に「子どもの権利条例」の施行、令和7年度から始まった第四期武蔵野市学校教育計画への反映を行った。こうしたいじめにまつわる最新の流れをふまえ、本市のいじめ対策について見直しを図る必要がある。

2. 方針と具体的方策の改訂の方向性

○「生徒指導提要 改訂版」に示された、いじめ対応の重層的支援構造や都のいじめ総合対策【第3次】（案）に示された自己指導力の育成を踏まえたものにする。

○いじめの重大事態ガイドラインに示された平時の備え、申し立てがあった際の対応、重大事態調査で調査すべき項目等を反映させる。

※いじめに関する自己指導力…いじめを自分たちの問題として捉え、子どもが主体的に行動しようとする意識や態度



3. 「武蔵野市いじめ防止基本方針」の改訂について

現行

武蔵野市及び武蔵野市教育委員会は、人権尊重の理念に基づき、小・中学校におけるいじめの防止等に取り組みます。

1 いじめ防止に向けた連携

いじめは、どの学校でも起こり得る問題であり、全ての子どもたちに関する問題です。子どもも大人も、いじめは絶対に許されない行為であることを十分に認識し、学校、家庭、地域及び関係機関が連携していじめの防止等を推進します。

2 迅速・確実な組織的対応

子どもたちが、安心して生活できるよう、学校の内外を問わず、いじめの未然防止、早期発見及び迅速で確実な対応を組織的に行います。

3 健全育成と相談機能の充実

あらゆる機会を通して、子どもたちの健全育成を図るとともに、相談機能を一層充実させ、子どもたちの安全・安心を確保します。

4 いじめ問題への理解

いじめは絶対に許されない行為であること、いじめを認識しながら放置することはいじめと同じ行為であることなど、子どもたちのいじめ問題への理解を深めます。

5 明るく楽しい学校生活の実現

子どもたちが、いじめ問題を自らの問題であると受け止め、いじめ問題の解決に向けて、主体的に考え、行動できる力を育むとともに、心の通う人間関係を築き、明るく楽しい学校生活を実現できるよう支援します。

改訂案

いじめは、どの学校でも起こる全ての子どもに関する問題です。武蔵野市及び武蔵野市教育委員会は、人権尊重の理念及び武蔵野市子どもの権利条例等の関連する法令に基づき、小・中学校におけるいじめの防止等に次のように取り組みます。

発達支持的生徒指導

1 すべての児童・生徒が安心できる学校風土を実現します

多様性を認め合い、他者を尊重することで、どの子にとっても安全で安心した学校・学級づくりを目指します。

課題予防的生徒指導

2 いじめ問題への理解・未然防止に努めます

いじめは絶対に許されない行為であること、「しない・させない・見過ごさない」ことなど、いじめ問題を理解し行動できるように働きかけていきます。

課題未然防止教育

3 迅速・確実な組織的対応を徹底します

いじめの兆候を察知できるよう、あらゆる手立てを用いて早期発見に努め、学校、関係者、保護者が連携し、その子が安心できるまで対応します。

困難課題対応的生徒指導

4 いじめを深刻化させない専門的・継続的な連携体制を作ります

教員だけでなく、スクールカウンセラー、警察、スクールロイヤーなど子どもに関わるすべての機関と連携し、深刻化させないように解決を目指します。

4、「武蔵野市いじめ防止基本方針に基づく具体的方策」の改訂について

現行

武蔵野市いじめ防止基本方針(具体的方策)の策定にあたって

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

- 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念
- 2 いじめの定義
- 3 いじめの防止等に関する基本的な考え方
 - (1) いじめの防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめへの対処
 - (4) 教職員の資質の向上
 - (5) いじめの再発防止
 - (6) 保護者の役割
 - (7) 地域や家庭、関係機関との連携

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

- 1 いじめの防止等のために市が実施する施策
 - (1) 市いじめ問題関係者連絡会の設置
 - (2) 市いじめ問題対策委員会の設置
 - (3) 市教育委員会として実施する施策
- 2 いじめの防止等のために市立学校が実施すべき施策
 - (1) 市立学校いじめ防止基本方針の策定
 - (2) 市立学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
 - (3) 市立学校におけるいじめの防止等に関する措置
- 3 重大事態への対処
 - (1) 市教育委員会又は学校による調査
 - (2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

第3 その他

5. 今後の予定

令和7年 7月 いじめ対策委員会で現行の方針と具体的方策への意見を集める
11月 定例教育委員会にて協議
8年 2月 いじめ対策委員会にて諮る
3月 定例教育委員会にて報告

改訂案

具体的方策の改訂ポイント

- ・基本方針と揃えた内容とした。
- ・生徒指導提要、いじめ総合対策(第3次)の内容を踏まえたものとした。

武蔵野市いじめ防止基本方針に基づく具体的方策の改訂にあたって

第1 いじめ防止等に関する基本的な事項

- 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念
- 2 いじめの定義
- 3 いじめ防止対策推進法・子どもの権利条例等の位置付け
- 4 生徒指導の構造(2軸3類4層構造)
- 5 自己指導力の育成と重要性

第2 安心できる学校風土の実現(方針1)

- 1 多様性に配慮した認め合う学校・学級づくり
- 2 魅力ある授業の実現
- 3 人権意識や規範意識を育てる指導
- 4 適切な援助希求の促進
- 5 安心できる学校を作るための関係機関との連携

第3 いじめ問題への理解・未然防止(方針2)

- 1 いじめを許さない指導の充実
- 2 子どもの主体性を育む指導
- 3 教職員の資質向上

第4 迅速・確実な組織的対応(方針3)

- 1 初期段階のいじめの察知
- 2 子ども・保護者からの相談体制の構築
- 3 「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底
- 4 重大事態を防ぐ対応

第5 深刻化させない専門的・継続的な連携体制での取組(方針4)

- 1 関係機関と連携した支援
- 2 重大事態への対処
 - (1) いじめ重大事態とは
 - (2) 市教育委員会又は学校による調査
 - (3) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

第6 参考資料

- (1) いじめ対応フロー
- (2) 重大事態対応フロー
- (3) 様式集